

**(報酬の返還)**

乙は新規採用者が自己都合(甲の責めに帰すべき事由を除く)を理由に退職した場合、または新規採用者の責めに帰す事由により解雇された場合、入社後 30 日以内であれば 80%、31 日以上 90 日未満であれば 50%を甲に対し返還する。この場合甲は乙に対し、新規採用者の退職日より 5 営業日以内に退職の事実を書面により通知し、乙はこれを受け退職を確認した上で甲へ返還する。